

「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における『概略検討による利水対策案について（案）』に対する意見聴取について」に対する関係利水者の回答（写）

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

群馬県 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

藤岡市 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々と事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

埼玉県知事 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

東京 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計簡第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

千代田県 様

(水道に関する関係河川使用者)

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

北千葉広域水道利用企業長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計画第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

印旛郡市広域市町村事務組合管理者 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

茨城県 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



(工業用水道に関する関係河川使用者)

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。.)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

栃木県知事 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を謝会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

日 本 郵 政

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による治水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計綱第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による治水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による治水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計画第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規治水に関して、「概略検討による治水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本治水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本治水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本治水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

宇都宮県 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」（以下「要領細目」といいます。）によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（幹事会）の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について（案）」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々の事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について（平成22年9月28日付け 国河計調第7号）」（以下「要領細目」といいます。）によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（幹事会）の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第6回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場（幹事会）では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について（案）」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

千葉県知事 様

(河川に関する関係河川使用者)

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号



様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 (幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 (幹事会) では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河野調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

静岡県知事 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日

高橋 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河肝調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を御会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日



国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

館 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価結果ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

みなと市長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」「以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

千代田県 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

中之島 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

行中務 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号) (以下「要領細目」といいます。) によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場 (幹事会) の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場 (幹事会) では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

加藤 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

神田 様

国土交通省関東地方整備局長

八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における

「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、八ッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計画第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づき八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回八ッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、八ッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

江戸川開発 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

利根加用水土地区区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価観点ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

邑桑用水土地改良区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、八ッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づき八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回八ッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、八ッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

見沼代用水「」区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計開第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1.

番 号
平成 年 月 日

北川辺領用水土利用地区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第6回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

羽生領島中領用排水~~地~~改良区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

番 号
平成 年 月 日

葛西用水路土地改良区理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)」の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) I

番 号
平成 年 月 日

独立行政法人水資源機構理事長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し上げます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

東京電力株式会社社長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について(平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について(案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴職の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

(案) 1

平成 年 月 日
番 号

日本軽金属株式会社 製造所長 様

国土交通省関東地方整備局長

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

平素より国土交通省の河川行政に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、去る平成22年9月27日、国土交通大臣が設置した「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」は、「今後の治水対策のあり方についての中間とりまとめ」を公表いたしました。

これを受け、平成22年9月28日に、国土交通大臣から関東地方整備局長に対し、ハッ場ダム建設事業の検証にかかる検討を進めるように指示がなされ、また、国土交通省河川局長からは「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定について (平成22年9月28日付け 国河計調第7号)」(以下「要領細目」といいます。)によりダム事業の検証に係る検討を進めるよう通知されました。

関東地方整備局は、平成22年10月1日に「ハッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(幹事会)の第1回を開催し、以降、要領細目に基づきハッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めており、平成23年5月24日に開催された第5回ハッ場ダムの関係地方公共団体からなる検討の場(幹事会)では、ハッ場ダムの目的の一つである新規利水に関して、「概略検討による利水対策案について (案)」を提示したところです。

今後は、本利水対策案について関係者の御意見をいただいた上で、目標・コスト・実現性等の評価軸ごとに検討することとしております。つきましては、ダム案を含めた本利水対策案について、下記により貴局の御意見を照会させていただきますので、御協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、本利水対策案については、検討主体である関東地方整備局が独自に概略検討したものであり、関係者の方々との事前調整が図られたものではないことを念のため申し添えます。

記

1 御意見をいただきたい事項

「概略検討による利水対策案について（案）」（添付資料）

利水対策案

① ハッ場ダム

② ダム再開発＋水系間導水（富士川）＋地下水取水（ケース２－１）

③ ダム再開発＋他用途ダムの買い上げ＋ダム使用権等の振替（ケース４－１）

④ 河道外貯留施設＋ダム再開発＋他用途ダムの買い上げ＋ダム使用権等の振替
（ケース４－２）

⑤ 他用途ダムの買い上げ＋水系間導水（富士川）＋ダム使用権等の振替
（ケース４－３）

*水源林の保全、濁水調整の強化、節水対策、雨水・中水利用については、全ての利水対策案において、流域全体で取り組むこととしています。

2 御回答様式 様式－１

3 留意していただく点

頂いた御意見及び貴職の名称等は公表させていただく予定です。予め御承知おき下さい。

4 御回答期限

平成２３年７月１５日（金）までをお願いいたします。

※調整等により期限まで回答することが難しい場合は、問い合わせ先まで御連絡ください。

5 問い合わせ先及び提出先

住所：〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１

（さいたま新都心合同庁舎２号館）

国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川計画課 調査第二係

TEL（直通）048-600-1335 FAX 048-600-1378

6 提出方法

５ の連絡先にFAX又は郵送にて送付ください。

ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名		
② 担当者名		
③ 連絡先 (TEL)		
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。		



特ダ第 30173-1 号

平成23年7月15日

国土交通省

関東地方整備局長 下保 修 様

群馬県知事 大澤 正明



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について(回答)

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で照会のあったこのことにつ
いて別紙のとおり回答します。

関東地方整備局

河計第105号

23.7.19

ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	群馬県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027-226-3747	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①ハッ場ダム	ハッ場ダムは、ダム建設構想が持ち上がってから59年、水没関係住民の多大な犠牲の上、国家的プロジェクトとして進められてきた。 平成21年9月17日の国土交通大臣による突然の中止発言から約1年が経過した昨年10月にハッ場ダムの再検証がスタートしており、今回、ようやく利水に関し、概略検討による利水対策案について利水参画者等に意見聴取が行われている。 示された利水対策案は、概略検討の段階ですら、コストや工期の面でいずれもハッ場ダムと比較検討すべきものとは言い難く、そもそも実現できるかどうか不明である。このため、利水対策案の検討にこれ以上時間をかけずに、一刻も早く検証結果を示すべきである。 群馬県としての意見は次のとおりである。 1 ハッ場ダム建設に関する検証作業については、今年秋とはいわず一日も早く検証結果を示し、都民・県民を洪水から守り、安定した利水の確保に必要なダム本体を計画どおり完成させること 2 検証項目毎に今後のスケジュール（工程表）を明らかにすること 3 生活再建を目指している人々が、不安や不便を来すことがないように、生活再建事業を早期に完成させること なお、利水対策案に対する個別の意見は次のとおりである。 ・利水対策案に対する個別の意見 (1) 利水対策案は、水単価がハッ場ダムに比べて高価であるとともに、実現には相当な時間（年月）を要すると考えられる。このため、県民及び県産業のライフラインである水の安定供給実現のため、一日も早く安定した

水利権が得られるハッ場ダムを完成させるべきである。

また、ハッ場ダムに建設を予定しているハッ場発電所は、ダムから下流の利水放流を利用した完全従属発電として計画しており、ハッ場ダムの建設が大前提となっている。このため、早々にハッ場ダムの再検証を終え、ハッ場ダム本体工事を着工すべきである。

(2) ハッ場ダムは、新規利水を開発すると共に、多目的ダムとして洪水調節機能や正常な流水の維持機能を有し、ダム下流域の治水安全度や河川環境の向上が図れることから最適案と考える。

②ケース

2-1

(地下水取水)

(1) 地下水取水

渋川地域において採取した地下水を、本県の利水者である藤岡市及び群馬県企業局の取水地点へ河川補給で導水することと想定されるが、きわめて非現実的であり、容認できない。

渋川地域は、「関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱」及び「群馬県的生活環境を保全する条例」で定める地下水の採取の届出を要する地域外であるが、本県において地盤沈下が認められる地域の上流域に位置しており、毎秒2.3m³採取するということは、日量約20万m³にも及び、このような大量の地下水取水は、既存の地下水利用への影響並びに周辺及び下流地域の地盤沈下に影響を及ぼすことが強く懸念される。

なお、1本の井戸から1日2,000m³採取するとしても100本もの井戸が必要であり、施設設置の面でも非現実的であり、容認できない。

③ケース

4-1

(ダム再開発)

(1) ダム再開発 (かさ上げ・掘削)

a. 利根大堰

利根大堰をかさ上げすることは、利根川の水位が上昇することから、堤防の安全性を確保するには莫大な費用がかかり、非現実的な計画であることから早期にハッ場ダムを完成させるべきである。

		b..下久保ダム ダム嵩上げによる水圧増加により、水車、導水管、取水設備等の発電施設へ支障が生じるため、容認できない。
	(他用途ダム買上げ)	(2) 他用途ダム買上げ (矢木沢ダム、藤原ダム、菌原ダム治水容量買上げ) 與利根流域に設置されている矢木沢ダム、藤原ダム、菌原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、既設の治水容量を減らして、治水容量に振り替えることは容認できない。
	(ダム使用権等の振替)	(3) ダム使用権等の振替 (未利用水利権等の振替) 奈良俣ダム開発分 $0.35 \text{ m}^3/\text{s}$ の内、暫定水利権として3年毎に申請し現在、$0.169 \text{ m}^3/\text{s}$ が許可されている。供給量については市町村と協定書を締結しており、目標年度には日最大給水量を給水する計画であることから、未許可分 $0.181 \text{ m}^3/\text{s}$ については、今後、追加申請を行うため振替は不可能であり、容認できない。
	④ケース 4-2 (河道外貯留施設)	(1) 河道外貯留施設 (渡良遊水地の整備) 渡良瀬遊水地は利根川本川に対する洪水調節機能を有しており、利根川本川の所定の治水安全度を確保できない限り、容認できない。 (以下については③と同様) (1) ダム再開発 (2) 他用途ダム買上げ (3) ダム使用権等の振替
	⑤ケース 4-3	(③・④と同様)



藤水発第 319 号
平成23年 7月13日

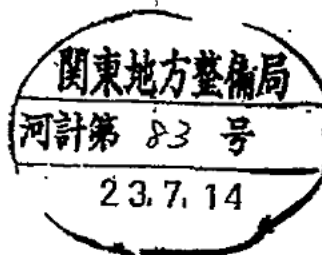
国土交通省関東地方整備局長 様
(河川部河川計画課)

藤岡市長 新井 利明
(上下水道部経営課)



八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について (案)」に対する意見聴取について

このことについて、様式-1により本市の意見を提出いたします。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見

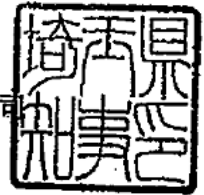
①団体名	藤岡市	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	0274-22-1951	
④御意見	対策案番号	意見
(1) 利水対策案について(御意見を記入する際は御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①～⑤	藤岡市では、昭和31年に上水道事業を創設し、地下水によって水源をまかなっておりましたが、昭和50年頃より水源の不足に悩まされ、安定した水源を確保すべく昭和60年にハッ場ダム建設事業に参画いたしました。 以来、現在に至るまで、暫定水利権を毎年申請し、許可を得て取水を続けています。しかし、あくまでも暫定水利権であり、河川の状況によっては、取水が不可能となる不安を常に抱えております。 取水ができなくなれば、市街地を中心に広範囲に亘って断水が生じるなど、市民生活に重大な影響が出ることは必至であります。このような不安な状況から脱するには、1日も早く安定水利権を取得する必要があるため、そのため、長年にわたってハッ場ダム建設事業に参画してまいりました。 ハッ場ダムは、あと4年ほどで完成し、事業費も残り約8億円を負担すれば終了となります。ようやく、藤岡市民の悲願であった安定水利権を取得することができるのです。 これに対して、代替案で示された事業は、完成までの時間、事業費とも膨大なものになることが想定され、藤岡市民は安定水利権を取得するまでに、再び長い不安定な時を過ごさなければなりません。さらに、ハッ場ダムという巨大公共事業を取りやめるために、より多くの人を巻き込んで新たな巨大公共事業を開始するのは、「税金の使い道を大きく変えていかなければならない」とする「中間とりまとめ」の記述に反するものと思われます。このような代替案を、藤岡市としては到底受け入れることはできません。 ついては、藤岡市民が1日も早く水の不安から解放され、安心して生活ができるよう、ハッ場ダムの早期完成を強く希望します。



土水政第238号
平成23年7月15日

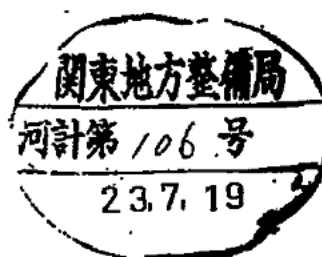
国土交通省関東地方整備局長 様

埼玉県知事 上田 清司



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による
利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で照会のあった件について
別添のとおり回答します。



埼玉県企画財政部土地水政策課

TEL 048-830-2191

ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見

① 団体名	埼玉県 土地水政策課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	048-830-2190	
④ 意見	対策案 番号	意 見
(1) 利水対策案について (意見を記入する際は、意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	①	【ハッ場ダム】 ハッ場ダム以外の利水対策案については、ハッ場ダム同等以上の効果があることが前提である。さらにハッ場ダム建設コストを下回り、平成27年度までにその効果が発揮できることが必要である。 ハッ場ダム建設は、他の対策案と比較した場合、コスト、工期、地域住民との協議・調整等を勘案しても最善の利水対策案である。 なお、ダム検証は国が一方的に実施したことに鑑み、国の責任において現基本計画どおり実施すべきである。
	②⑤	【水系間導水】 富士川からの導水については、導水延長が200kmと長く、地権者との調整、生態系への影響、コスト等鑑みると実現性はない。 今日、東日本大震災に伴う福島原子力発電所の事故に伴い、エネルギー政策の見直しが叫ばれている。 総電力の約1%を利用している水道事業に対して、更に電力を必要とする導水路計画が適切とは到底考えられない。 国はこれまで、電力需要や環境を考慮して水道取水地点の河川上流への変更を検討しており、これと矛盾するものである。 また、他水系との接続では渇水時の不安が払拭できない。取水制限は利水者相互の調整に基づき行っていることであり、優先権を主張されるのは明らかである。

	③④	【利根大堰のかさ上げ】 利根大堰は農業用水を合口し、新規に都市用水を取水することを目的に建設したものである。 改築する場合、次の3つの問題点を指摘する。 ・堰本体にとどまらず連絡水路をはじめとする農業用水路の改築が必要である。 ・工事期間中の取水に支障が生じる。 ・管理費用は複数の利水者が建設当時からのアロケーションにより負担しており、改築に伴う混乱は避けられない。 上流側に流入する河川や排水路の水位が上昇し、農地の湿地化による営農上の支障が生じる。また、水位が上昇した分少ない降雨でも洪水被害が生じる恐れがある。
	③	【下久保ダムかさ上げ】 下久保ダムは通常でも満水になることが少ない中、かさ上げにより貯水容量が増えた分下流放流量が減少し、農業用水の安定供給が脅かされるという懸念がある。
	③④⑤	【他用途ダムの買い上げ】 発電専用のダム容量を都市用水に転用することは現実的にはあり得ない。 もし仮に、発電専用の容量が都市用水に転用できる場合であっても、震災の影響による発電量の減少を踏まえると実現性が乏しい。 水力発電の容量の買い取り案や、既存ダムのかさ上げ案を関係者の同意を得ずに策定している。 これは、利水者の管理体制や水利用に関する努力を無視した無責任な案であり、関係者を混乱させるだけである。

	②③④⑤	【その他】 治水容量を買い上げて利水容量を確保する代替案に関しては、振り替えた治水容量とハッ場ダムの治水容量の効果を代替する治水対策案の提案が必要になる。 しかし、過日示された治水25方策はハッ場ダムと比較して実現性に乏しく非効率なものである。 利根川水系の利水需要と治水機能を共に満足する施設はハッ場ダムだけである。 検証が遅れるほど、効果の発現が遅くなり事業費がいたずらに大きくなる。 暫定水利権の安定化は急務であるため、工期がこれ以上延びることは認められない。 4つの対策案は、ハッ場ダムに比べコストが膨大である。また期間も示されていないため、今回の案はハッ場ダム建設に比べ、コスト及び時間を大幅に費やし、実現性については比較に値しない。 適当な対策案が存在しない以上、速やかにダム検証を終了させ、ダム本体工事に着手すべきである。 最後に東日本大震災により、災害に対する治水施設等の機能の低下が危惧されている。首都圏の住民の命と財産を守り、安定的な水の供給を行うことは国の責務である。
--	------	--

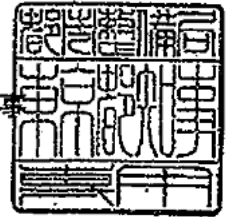


23都市政広第209号

平成23年7月13日

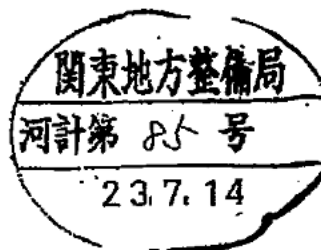
国土交通省 関東地方整備局長 様

東京都知事



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による
利水対策案について（案）に対する意見聴取について（回答）」

平成23年6月28日付、国関整河計第35号で照会のあった標記の件について
は、別紙のとおり回答します。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5888-3248	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	全般	- 今回示された他の利水対策案は、具体的な場所や他の水利用者等との合意形成の見通しが示されておらず、現実性がないものであるが、ハッ場ダムと比べた場合、膨大な費用や時間が必要となることを検証主体自らが明白に認めた結果となっている。 - ハッ場ダムは、事業が既に八割近く進捗し、事実上ダム本体を残すのみの状況となっており、残りの事業費と工期を鑑みれば、首都圏の利水、治水の両面から最小費用で迅速かつ確実に効果をあげることができる唯一の事業である。 - 大臣が約束したとおり今年秋より一刻も早く納得できる検証の結論を出すとともに、直ちにダム本体の工事に着手し、予定通り平成27年度までにハッ場ダムを完成させることを求める。

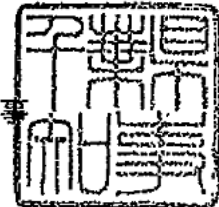


水計第353号

平成23年7月15日

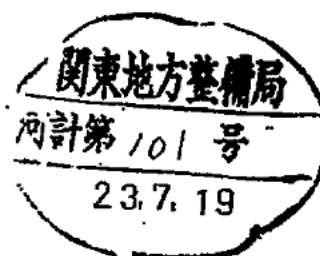
国土交通省関東地方整備局長 様

千葉県知事



八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による
利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で意見聴取のありましたこの
ことについては、別添のとおり回答します。



ハツ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する御意見

① 団体名	千葉県水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	043-211-8753	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①～⑤	利水対策案①については、他案に比べコスト、工期の両面において優位性が高いと考えられる。 利水対策案②～⑤については、完成時期が明確でなく、開発単価が高く、また、実現性についても明らかでないと考えられる。 以上のことから、ハツ場ダム建設事業については、現計画どおり、平成27年度に完成するよう、検証後、直ちにダム本体工事に着手していただきたい。



北水企業第144号

平成23年7月13日

国土交通省関東地方整備局長 様

北千葉広域水道企業団

企業長 岡本 正和



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について(回答)

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。

関東地方整備局
河計第 91号
23.7.15

ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する御意見

① 団体名	北千葉広域水道企業団	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	04-7159-4231	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①	現在の水需要予測からして、平成28年度には既得の安定水利権を超える水需要が見込まれている。 このため、実現性の高いハッ場ダム建設事業が予定工期内に完成するよう、事業検証後、速やかにダム本体工事に着手されるよう強く要請する。
	②～⑤	ハッ場ダムの代替とするならば、完成期限及び財源措置を含めた利水参画者の実負担額は、現計画における条件の範囲内であることが前提となるが、工期・コスト等の点で課題は多いものと考えられる。



印広水業第85号
平成23年7月15日

国土交通省関東地方整備局長 様

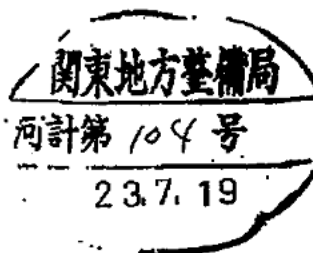
印旛郡市広域市町村圏事務組合
管理者 藤 和 雄



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策（案）」
に対する意見聴取について（回 答）

日頃より、組合用水供給事業にご指導ご助言を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成23年6月28日付け国関整河計第35号にて意見聴取を受けましたこのことについて、別紙のとおり回答いたします。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する御意見

① 団体名	印旛郡市広域市町村圏事務組合	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	043-486-5111	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①	②～⑤について下記のとおりなので、回答できません。
	②～⑤	今回提示された「概略検討による利水対策案」では、コストや工期等が具体的に示されておらず、現時点での意見回答は困難であるので、更に検討資料の提供を望むものであります。



水 土 第145号
平成23年7月13日

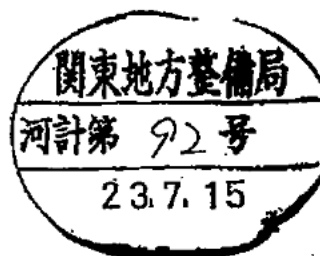
国土交通省関東地方整備局長 殿

茨 城 県 知 事



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水
対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成23年6月28日付け国関整河計第35号にて照会のありましたこのこと
について、別紙のとおり回答します。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について、(案)」に対する意見

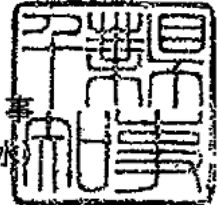
① 団体名	茨城県 企画部水・土地計画課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-301-2625	
④ 意見	対策案番号	意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①	・採用すべき案である。 ・早期のダム完成を要望する。
	②～⑤	・いずれも、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい対策案である。 ・コスト面、時間面からもハッ場ダム以外の案は考えられない。



企 管 工 第231号
平成23年 7月22日

国土交通省関東地方整備局長

千葉県知事
(工業用水)



八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による
利水対策案について(案)」に対する意見聴取について(回答)

平素より千葉県企業庁工業用水道事業に対しましてご理解、ご協力を賜り
感謝申し上げます。

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で意見聴取のありましたこ
とについては別添のとおりです。



ハツ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	千葉県企業庁	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	0 4 3 - 2 9 6 - 9 3 9 3	
④ 御意見 (1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対象案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①～⑤	利水対策案①は、事業期間や残事業費が明確であり、事業執行の確実性が一番高く、安定水源としての確保が早期に見込まれる。 利水対策案②～⑤は、利水対策案①より建設費が増加すると見込まれ、また、関係機関との調整や完成時期など多くの不確定要素から実現性に乏しい。 以上のことから、ハツ場ダムによる利水対策を進めていただきたい。



古都第192号
平成23年7月13日

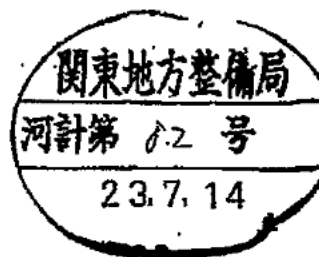
国土交通省関東地方整備局長 様

古河市長 白戸 伸



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水
対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成23年6月28日付け、国関整河計第35号で照会のあった標記の件について、
別紙のとおり回答いたします。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見

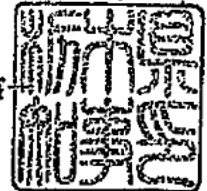
① 団体名	茨城県 古河市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	古河市役所 都市計画部 都市整備課 (0280-92-1437)	
④ 御意見 (1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	意見
	①	・ハッ場ダムは治水上も効果的であり、早期に検証を終わらせ、本體工に着手すべき。
	②～⑥	・提示された対策案は、実現性が少ない。



砂水第112号
平成23年7月6日

国土交通省 関東地方整備局長 様

栃木県知事 福田 宣



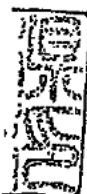
ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案について
(案)」に対する意見聴取について (回答)

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で依頼があった標題の件について別紙のと
おり回答します。



八ツ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見

① 団体名	栃木県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	028-623-2565	
④ ご意見	対策案番号	ご意見
	③ケース4-1	○ダム再開発 （湯西川ダムの嵩上げ）【利水者の立場】 ・湯西川ダムは今年度完成する予定となっており、水源地に新たな地元調整が必要となる案については、受け入れできない。
	③ケース4-1 ④ケース4-2 ⑤ケース4-3	○他用途ダムの買い上げ （矢木沢ダム、藤原ダム、菌原ダム、五十里ダム） 【治水関係者の立場】 ・現在の治水安全度が低下することになり、受け入れできない。
	③ケース4-1 ④ケース4-2 ⑤ケース4-3	○ダム使用权等の振替 （川治ダム）【利水者の立場】 ・今後、本県としての利活用策について検討することとしており、八ツ場ダムの利水対策案とすることはできない。 （松田川ダム）【施設管理者の立場】 ・施設管理者としては、コメントすることはない。 使用权者の判断に委ねる。 ○その他 ・本県としては、ダム見直しに当たっては個別ダムにとどまらず、流域全体の水需給の見直しが必要と考える。





小建監第134号
平成23年7月14日

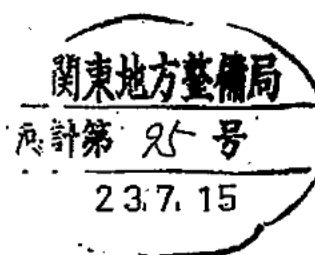
国土交通省 関東地方整備局長 様

小山市長 大久保 寿夫



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

国関整河計第35号にてご依頼のありました、標記の意見聴取について、別紙
のとおり回答いたします。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

①団体名	小山市	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	0285-22-9354、0285-22-9327	
④御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	④	利水対策案における河道外貯留施設の渡良瀬遊水地第2調節池は、平成22年3月に国土交通省 関東地方整備局利根川上流河川事務所が策定した「渡良瀬遊水地湿地保全・再生基本計画」によると、良好な環境の保全と治水機能の向上に配慮しながら、第2調節池において掘削による湿地の保全・再生を進めるとなっており、現在、段階的に掘削を実施し、モニタリング調査が進められております。 小山市も、渡良瀬遊水地における「第2調節池の掘削による治水機能の確保」を最優先とし、「ラムサール条約湿地への登録」、「コウノトリ・トキの野生復帰」を推進し、渡良瀬遊水地及び周辺地域の活性化と振興を図っていきたいと考えております。 また、平成22年9月30日には渡良瀬遊水地が、環境省よりラムサール条約湿地登録の172箇所の潜在候補地の一つとして選定されました。さらに、渡良瀬遊水地につきましては、環境省と国土交通省の協議において、河川法と鳥獣保護法の国指定鳥獣保護区により登録の要件とすることが決定しました。 このような状況の中で、小山市は、渡良瀬遊水地を平成24年6月に開催されるラムサール条約COP11において、ラムサール条約湿地に登録するため、平成22年9月28日市議会で議決がされたほか、関係機関や関係自治体との調整を図るとともに、地元の賛意が得られるよう啓蒙啓発活動を強力に推進しております。 一方、「コウノトリ・トキの野生復帰」の推進にあたり、多様な生物が生育できる環境づくりのため、平成21年度から「南関東エコロジカル・ネットワーク形成に関する検討調査」と連携した渡良瀬遊水地エリアにおける取組も進めております。 従いまして、渡良瀬遊水地第2調節池を河道外貯留施設とする利水対策案は容認できません。



日ダム第27号

平成23年(2011年)7月12日

国土交通省関東地方整備局長 様

日光市長 斎藤 文夫



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案について
(案)」に対する意見聴取について (回答)

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で依頼があった標題の件について、別紙
のとおり回答します。



① 団体名	日光市
② 担当者名	〃
③ 連絡先 (TEL)	0288-97-1125
④ ご意見 (1) 利水対策案について	③ケース4-1ダム再開発 (湯西川ダムかさ上げ) 湯西川ダムの建設は、昭和57年の調査以来、29年に及ぶ長い時間をかけ、地域の方々の意見を伺いながら進めてきました。 この間、地域にとりましては、苦渋の「選択と決断」の連続でありました。 平成16年10月には下流利水者の水需要の減により、ダム高を130mから119mに変更した経緯があります。 また、平成21年8月には、政権交代によりダム事業継続の見直し方針が出され、さらに、11月には民主党栃木県総支部連合会代表及び代表代行から、湯西川ダムに対する地元意見の集約に関する要望が出されました。 これに基づき日光市では、西川地区、湯西川下地区及び湯西川大字地区に設置している3地区の各ダム対策委員会を窓口 に地元意見の集約をお願いしたところ、西川地区及び湯西川下地区の2地区については、ダム対策委員会並びに地元住民とも、これまでの計画どおり早期に推進してほしいとの意見でありました。残りの湯西川下地区を除く湯西川地区については、地元住民の意見は賛否両論があり集約には至りませんでした が、湯西川大字地区のダム対策委員会においては、これまでの計画どおり推進してほしいとの意見でありました。 国土交通省は、平成22年2月に継続ダムの妥当性に関する評価結果として、湯西川ダムは費用対効果などの面から事業継続は妥当と判断されたところです。 これまで日光市としては、ダム高119mを前提に平成23年度の完成と合わせた、水没関係者の生活再建を進めてきました。したがって、湯西川ダム建設の完成を間近に迎えた現時点では、ハッ場ダム建設の利水代替案としての再開発 (かさ上げ) は認められません。



栃市総政第121号
平成23年7月15日

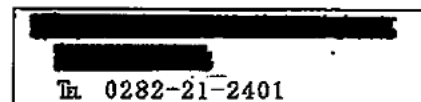
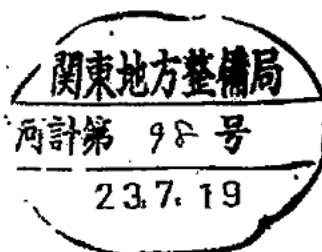
国土交通省
関東地方整備局長 様

栃木市長 鈴木 修



八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について(報告)

平成23年6月28日付、国関整河計第35号をもって照会のありまし
た標記のことにつきまして、別紙(様式-1)のとおり報告いたします。



ハツ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見

① 団体名	栃木県栃木市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先（TEL）	0282-21-2401	
④ 意見	対策案番号	意見
(1) 利水対策案について（意見を記入する際は、意見の対象の対象案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。）	④	利水対策案として提示された渡良瀬遊水地は、歴史的には足尾鉾毒事件による鉾毒を沈殿させ、公害の軽減化を目的に国策として渡良瀬川下流に造られた遊水地であります。また、遊水地整備の際には、当該整備エリア内に存在した谷中村全域が強制買収され、更に、1916年までに立ち退かなかった村民宅は強制執行するという「再戒告書」が厳達されたという歴史的背景を有する特異な地域であります。 今回提示された利水対策案については、『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』に基づき行われているとは言え、過去において国策に翻弄された歴史を有する地域に、再び、国や利水を求める他の行政の都合により、この地に代替を押し付けられるということは、唐突感と共に絶対に容認できるものではありません。 また、同じ国土交通省河川局においては、環境省と、当該地域をラムサール条約登録湿地に向けて足並みを揃えようとしているところであり、そうした動きとの整合性の観点からも、利水対策案として出されること事態理解できないものであります。



宮水建第 284 号
平成 23 年 7 月 19 日

国土交通省 関東地方整備局長 様

宇都宮市長 佐 藤 栄



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成 23 年 6 月 28 日付け国関整河計第 35 号で依頼のありました標題の件について別紙のとおり回答します。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する御意見

① 団体名	宇都宮市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	028-633-3403	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	③ ケース4 -1	○ダム再開発(湯西川ダムのかさ上げ) 湯西川ダムの「かさ上げ」については、新たな調整が必要となり、本市における平成24年4月からの安定水利権の取得の延期も予想されることから、受け入れることは困難である。



草

足総経第222号

平成23年7月13日

国土交通省関東整備局長 様

足利市長 大豆生田



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成23年6月28日付、国関整河計第35号でご依頼のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答しますのでよろしくお願い申し上げます。

記

- 1 ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見
※別紙のとおり

足利市 総務部
経営管理課 危機管理担当
〒326-8601
栃木県足利市本城三丁目2145
足利市役所本庁舎4階
TEL : 0284-20-2247 (直通)
FAX : 0284-21-1384



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）に対する意見」

① 体名	足利市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0284-20-2247	
④ 意見	対策案番号	意見
(1) 利水対策案について (意見の対象の対策案番号①～⑥)。	③ ④ ⑤	足利市は、概略検討による利水対策案③④⑤に記載されているダム使用权等の振替等が該当しております。 足利市では、地震等の災害や地殻変動等により地下水脈に何らかの異常を生じ、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用权については、当面現状のまま保有していく考えで検討中です。



佐水工第30号
平成23年7月13日

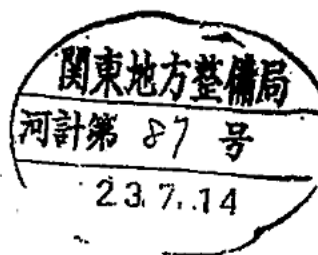
国土交通省 関東地方整備局長 様

佐野市水道事業
市長 岡部 正 英



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について(回答)

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で依頼のありました表題の件につきまして別紙のとおり回答します。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する御意見

①団体名	佐野市	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	0283-22-1696	
④御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	③ケース4-1	○ダム使用権等の振替 現在佐野市の水道用水はすべて地下水を取水しておりますが、ダム使用権については、今後有益な方法で活用することを検討しているため、当面現状のまま保有していく予定です。
	④ケース4-2	
	⑤ケース4-3	



野政第58号
平成23年7月11日

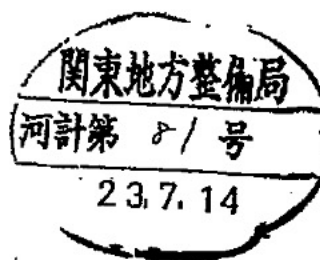
国土交通省関東地方整備局長 様

野木町長 真瀬 宏



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による
利水対策案について（案）に対する意見聴取について（報告）」

平成23年6月28日付け国関整河計第35号による標記のことについて、
別紙のとおり報告いたします。



ハツ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見

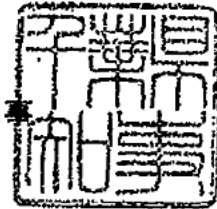
① 団体名	栃木県野木町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	0280-57-4101	
④ 意見	対策案番号	意見
(1) 利水対策案について(意見を記入する際は、意見の対象の対象案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	④	・ 渡良瀬遊水地の本来の目的である、洪水調整機能を阻害せず治水対策が万全であることが最優先されるべきであり、利水対策により治水対策への影響が全く無いことを水系全体で検証すること。 利水最優先の考えのみで進めることは、治水、自然資源保護の観点から全面肯定とすることは困難と思われる。 利水、治水、湿地再生自然資源保護の三者をバランスよく考慮して頂くことを強く要望する。 ・ 渡良瀬遊水地については、貴重な動植物が生息していることから、生息環境を保護すること。 ラムサール条約の締結に向けて、湿地再生部分を残すこと。



水政第293号
河整第202号
平成23年7月15日

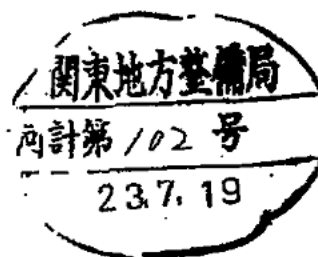
国土交通省関東地方整備局長 様

千葉県知事



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成23年6月28日付け国関東整河計第35号にて依頼のありました標題の件について、別紙のとおり回答します。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	千葉県	
② 担当者名	[REDACTED] [REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	水政課 043-223-2273 河川整備課 043-223-3172	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。		提示された利水対策案の各案とも、事業の実現性、効果の発現時期及び維持管理費を含むコストについて、具体性に乏しく、現実的で無い。 一方、ハッ場ダム建設事業は、残事業費や工期が提示案に比べ明らかであり、事業効果の早期発現が確実であることから、これに代わる利水対策案はないと考える。



23千水施第247号

平成23年7月12日

国土交通省関東地方整備局長 様

千葉市長 熊谷 俊人



八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

日頃より千葉市水道事業につきまして、ご協力をいただきありがとうございます。
さて、平成23年6月28日付け国関整河計第35号で照会のありました標記の件に
つきまして、別紙のとおり回答しますのでよろしくお願いいたします。

1 回答書 別紙（様式-1）のとおり

担当

TEL 043-291-5462

FAX 043-291-8404



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する御意見

① 団体名	千葉市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	043-291-5462	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対象案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	③～⑤ ダム使用権等の振替	本市は、霞ヶ浦開発事業において、0.351m ³ /sのダム使用権等を取得しておりますが、未使用であるため水利権として付与されておられません。 現在、水需要予測の結果について精査中であり、当面0.351m ³ /sの確保をお願いしたい。



銚水道第109号
平成23年 7月 7日

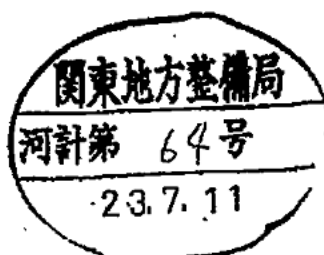
国土交通省関東地方整備局長 様

銚子市長 野 平 匡 邦



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案
について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で照会のあったこのことについて、別
紙のとおり回答します。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見

① 団体名	銚子市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	0479-24-8181 [REDACTED]	
④ 意見	対策案番号	意見
	③	本市の水道事業におけるダム使用権等は、昭和40年代の人口増加に伴い取得したものです。その後の人口減少に伴い水需要が減少し、現在は、ダム使用権等が余剰状態となっています。 今回の説明資料では、ダム使用権振替等に伴う費用負担のあり方や代替事業費等が明確ではありませんが、既存施設等の有効利用を考慮し、対策案として、③を選択しました。 しかしながら、「ハッ場ダム」については、国の政権交代に伴う事業仕分けの象徴的な事業とされ、建設中途での事業の中止報道があり、その後、「事業については白紙から見直す。」こととされ、今回の意見聴取は、その一環としての事務であると認識しておりますが、当初の方向性が「事業中止」ありきであったため、建設の地元や利水関係者との感情的な対立が先行し、その状況が現在も継続しているものと考えております。 いずれにしても、ハッ場ダムの地元及び利水者に対する説明をより一層丁寧に手順を踏まえて行い、国が、政策面での利益相反の立場にとらわれることなく、関係者の意見等の利害調整を公正な立場で図るよう要望いたします。



香 水 道 第 8 5 7 号

平成23年7月15日

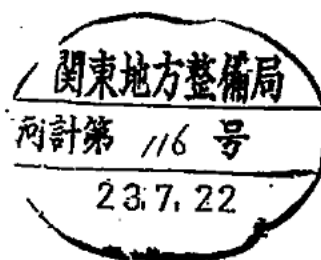
国土交通省関東地方整備局長 様

香取市長 宇 井 成



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案
について（案）」に対する意見聴取について

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で照会がありましたこのことについて、
別紙のとおり回答します。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	香取市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0478 (55) 8383	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	③～⑤	「ダム使用権等の振り替え」について 香取市は平成18年3月27日に佐原市、小見川町、山田町、栗源町の1市3町が合併して誕生した。 水道事業は、合併市町で経営していた上水道2事業と簡易水道1事業を引き継ぎ、現在も従前の形態で3事業を運営している。 今後、水道事業の統合、未普及地域の整備、老朽化等の施設の更新・整備等将来を見込んだ安心・安全な施策を講じていかなければならない。また、市の重点プロジェクトとして、企業立地に対する奨励制度を設けた企業誘致に取り組んでいる。 このようなことから、将来において水需要が不確定な状況であるため、現在の水源は確保していきたい。



野 土 管 第134号
平成23年 7月15日

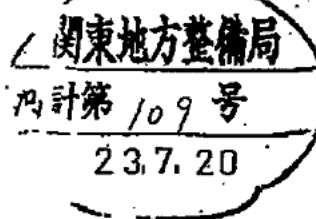
国土交通省
関東地方整備局長 下 保 修 様

野田市長 根 本



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について、(案)」に対する意見書の提出について

平成23年6月28日付け、国関整河計第35号により、依頼のありました
標記の件について、別添、意見書のとおり提出いたします。



ハツ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見

①団体名	千葉県 野田市	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	04-7125-1111 [REDACTED]	
④意見	対策案番号	意見
(1) 利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①、②、③、④、⑤	今後見込まれる1m³/s当たりの水単価を比較した場合、ダム案は、50億円であるのに対し、その他の利水対策案ではケースごとに検討されておりますが、桁違いの経費が見込まれており、経費の差は歴然であります。 利水計画案の中でも、富士川の水を利根大堰に導水する水系間導水案は、静岡県から神奈川県、東京都、埼玉県と地域間の十分な理解・協力が必要であり、導水路を設置する区間の地権者との調整にも多大な時間を要すること、さらに莫大な経費が予想されており、実現化は困難であると考えます。 また、ダム再開発案の内、利根大堰の高水敷の掘削及びかさ上げを行うとしておりますが、現在の状況は、利根川水系8ダムから放流された不特定利水分の水量も利根大堰で取水し、毎秒40立方メートルの水を武蔵水路により、東京都の上水道の40%、埼玉県の上水道の70%を供給しています。 高度成長期において、東京都の水需要の急激な増大により、建設省(現・国土交通省)は、1963年に利根導水路計画を立案し、政治的決断において利根大堰及び武蔵水路が建設され、首都圏の水需要に応えたものであります。 しかしながら、利根大堰が完成したことにより、事実上は、下流域の河川流水機能が著しく悪化し、河川水位が低下したことによる農業取水が極めて困難な状況になっております。 現在でも不特定容量が満足していない状況を鑑みると、今回の利根大堰のダム再開発計画を絶対に認めることは、できません。



河 企 第 52 号
平成23年 7月 29日

国土交通省
関東地方整備局長 様

静岡県知事
川 勝 平 太



八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水代替案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成23年6月28日付け国関整河計第35号により意見聴取のあり
ました標記の件について、別紙のとおり回答します。



担 当 XXXXXXXXXX

TEL 054-221-3202

FAX 054-221-3380

ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見

① 団体名	静岡県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	０５４－２２１－３２０２	
④ 意見	対策案番号	意見
(1) 利水対策について、御意見を記入する際は、御意見の対象の対策番号①～⑤を付記くださいますようお願いいたします。	②、⑤	富士川の水は、静岡県中部から東部にかけて広く利用されており、市民生活や諸活動、経済及び産業に欠くことのできない貴重な水資源である。 水系間導水に関わる検討にあたっては、本県の当該発電放水に関わる既往の全体計画との整合、周辺地域での水源確保の要望や将来的な水需要を踏まえ、慎重な対応を願いたい。 今後、利水対策案②、⑤を具体化する場合には、本県の関係自治体の意見や地域関係者の意向を尊重するとともに、合意形成にあたって本県との十分な調整を図られたい。



第 99-2 号
平成 23 年 7 月 12 日

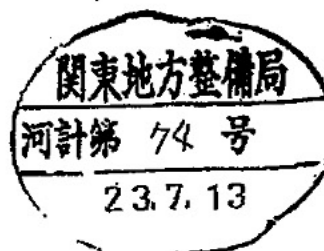
国土交通省関東地方整備局長 様

高崎市長 富岡賢治
(担当：水道局工務課)



ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について

国関整河計第 35 号（平成 23 年 6 月 28 日付）で照会のありました標題の件につき、別紙のとおり意見を申し上げます。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	高崎市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027(321)1284	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。	③ ④ ⑤	利水対策案③、④、⑤のうち、ダム使用権等の振替について下記のとおり意見を申し上げます。 記 必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。



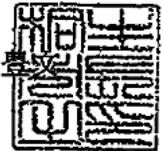
桐水収第 23・2021 号

平成 23 年 7 月 11 日

国土交通省関東地方整備局長 様

桐生市水道事業

桐生市長 亀山 喜文

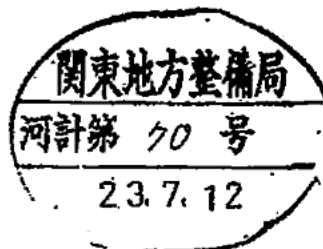


ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について

本市の水道事業につきましては日頃からご指導いただき誠にありがとうございます。

先般依頼のありました、ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取につきましては、別紙のとおり回答いたします。

よろしくお願いいたします。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	桐生市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0277-46-1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	③ ④ ⑤	現在、未使用のダム貯留権は、今後使用する予定があり、振替はできません。



富カ水第66号

平成23年7月7日

国土交通省関東地方整備局長 様

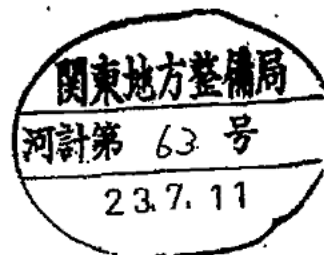
群馬県富岡市長 岡野光利



八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討における

「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見書の提出について

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で依頼のありました標記の意見書について、別紙のとおり回答いたします。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	富岡市ガス水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0274-64-1151	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	③	ダム使用権は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用権の振替は考えられない。
	④	③と同じ
	⑤	③と同じ



館都道発 第10号
平成23年7月15日

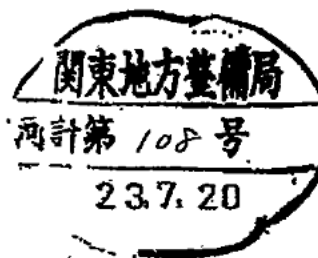
国土交通省関東地方整備局長 様

館林市長 安楽岡 一雄
(都市建設部道路河川課)



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取について

別紙のとおり回答いたします。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

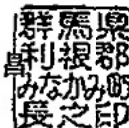
① 団体名	館林市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	0276-72-4111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	①～⑤	①のハッ場ダムに比べて②～⑤の代替案では、コストの面で高価であり、また、利水対策案の実現に当たっては、関係者との合意形成など相当な年月を要するものと考えられる。 このため、利水者が時間をかけずに、経済性に優れた、安定的な水利権を求めるのは当然のことであるから、コスト・工期の面で優れ、利水はもとより治水効果も早期に期待できるハッ場ダム建設事業を進めるべきであり、一刻も早く検証結果を示して欲しい。



み総政発第 38 号
平成 23 年 7 月 12 日

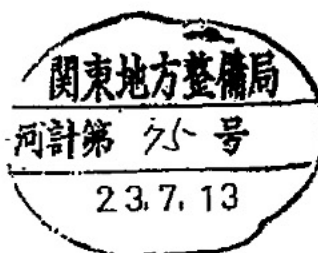
国土交通省関東地方整備局長 様

みなかみ町長 岸 良



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について

平成 23 年 6 月 28 日付け（国関整河計第 35 号）にて通知のありました標記のことについて添付のとおり送付いたします。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する御意見

①団体名	みなかみ町	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先 (TEL)	0278-25-5004 (直通)	
④御意見 (1)利水対策案 について	対策案番号	御意見
	②	藤原ダム周辺は、豪雪地域で早い年では11月頃から降雪があり4月中旬まで積雪があります。例年12月から2月是一日で50cm以上積もる日は少なくありません。したがって渇水期における掘削工事は、相当の困難が予想されます。また、みなかみ町のアウトドアとして近年定着する利根川をゴムボートで下るラフティングは、4月から10月まで藤原ダム下流で行われます。観光を主産業とする町にとってラフティングシーズンは、清流利根川を存分に堪能できることから多くの人で賑わっています。掘削工事により利根川が濁流となることは、観光みなかみ町のイメージダウンになります。 上記に加え、工事に伴い大型ダンプの往来等が考えられますが、水上支所以北の国道291号線及び主要県道水上片品線は道幅がやや狭いので、地域住民及び観光シーズンの谷川岳、藤原方面への観光客の安全交通が阻害される恐れがあります。 以上の理由によりみなかみ町としては、藤原ダム再開発(掘削案)には賛成できません。平成21年9月25日群馬県町村会臨時総会の「ハッ場ダム建設推進に関する議決」のとおり建設を推進します。



千発第 315 号
平成23年7月12日

国土交通省関東地方整備局長 様

群馬県 千代田町長 大谷 直之



八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見聴取(回答)について

標記の件について、別添様式-1のとおり回答いたしますので、よろしくお願いいたします。

記

- 1、提出書類 様式-1 八ツ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見・・・1部



担 当

〒370-0598

群馬県邑楽郡千代田町大字赤岩 1895-1

TEL 0276-86-7003 (直)

FAX 0276-86-4361

ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	千代田町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0276-86-7003 (直)	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	③、④	利根大堰上流は、群馬県、埼玉県、海無し県としては、年間を通じてマリンスポーツ等を楽しめる数少ない、広大な水面であることから、水面利用が盛んな場所である。また、高水敷にはサッカー場をはじめグライダー滑空場、ゴルフ場、運動場など河川敷利用及び上空利用と立体的な利用がなされている区域である。平成17年度に「水辺プラザ事業」の登録となり、平成21年度から「かわまちづくり事業」に移行となり国土交通省、熊谷市、千代田町が一体となり水辺空間の整備を行っているところである。 水面利用としては、利根大堰上流水面等利用者協議会(24団体)が平成22年11月に設立され、安全で快適に利用できるよう「利根大堰水面利用ルール&マナー」が平成23年1月に策定され記者発表を行ったところである。また、この地域にただ一つ残された歴史ある利根川の風物詩「赤岩渡船」が人々に愛され現在も運航されており、河川利用の実態から高水敷の掘削やかさ上げは受け入れることはできない。 さらには、利根大堰周辺が穀倉地帯であることから、利根大堰の高水敷の掘削及びかさ上げで水位が上昇することによって地下水位や支川水位が上昇し、沿川耕地の湿田化などの懸念がある。 そもそも、利根川のような大河川において、河川を堰止める利根大堰(ダム)をさらに高水敷の掘削及びかさ上げするということは、水位の上昇により年間を通じて台風時のような光景を人工的に作りだし、地域住民の不安感を増すだけでなく、堤防そのものを浸透水によって弱体化し、洪水時には破堤の危険性が増加するため、地域の安全・安心の観点からも受け入れられない。 とても実現可能な案とは考えられない。



中上発 第 61 号
平成 23 年 7 月 11 日

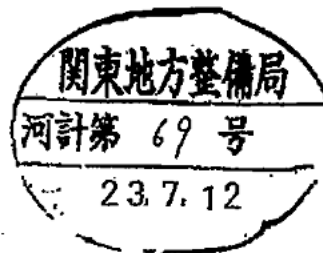
国土交通省関東地方整備局長 様

中之条町長



八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見について（回答）

平成 23 年 6 月 28 日付 国関整河計第 35 号で照会のあったこのことについて、別添のとおり回答します。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	中之条町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0279-75-8831	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	③、④、⑤	[ダム使用権の振替について] ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであり、ダム使用権の振替には応じられない。

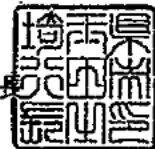


行企第349号

平成23年7月15日

国土交通省関東地方整備局長 様

行田市長



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成23年6月28日付け国関整河計第35号により照会のありました標記の件について、別添のとおり回答します。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	埼玉県行田市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	048-556-1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①	下流域を洪水から守り、安定した利水の確保に必要なダム本体を計画通り完成させるべきであり、これが一番効率的で効果的である。
	②	今後の事業としては影響が広範囲にわたり、極めて非効率的である。
	③～④	今後の事業としては影響が広範囲にわたり、極めて非効率的である。特に利根大堰に絡み、耕地の湿地化などが懸念されており、地元として受け入れるわけにいかない。
	⑤	今後の事業としては影響が広範囲にわたり、極めて非効率的である。



加 治 収 第 6 6 号
平成23年7月15日

国土交通省関東地方整備局長 様

加須市長 大橋 良一



ハツ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平成23年6月28日付、国関整河計第35号で照会がありました標記の件について、別添のと
おり回答いたします。

関東地方整備局
河計第100号
23.7.19

担 当 加須市建設部治水課

TEL 0480-62-1111

FAX 0480-62-1934

ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対するご意見

① 団体名	加須市	
② 担当者名		
③ 連絡先(TEL)	0480-62-1111	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1)利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対象案番号①～⑤を付記くださるようお願いいたします。	①	利水は重要な観点であるが、当市は、利根川と渡良瀬川の合流点にあり、最も危惧しなければならない災害として、利根川や渡良瀬川の堤防決壊による洪水被害が挙げられ、治水の観点から重要な地域である。 また、当市地先の堤防が決壊した場合には、首都圏にも大きな被害を及ぼすものと推定されている。 平成23年3月11日に発生した東日本大地震のように想定外の災害が発生する可能性があり、災害に対する対応は「これで大丈夫」ということはない。 このため、いかなる災害にも万全を期し、市民の安全度を増すよう、ハッ場ダムの整備を早期に再開し、完成させることが、治水及び利水の観点から最も効果的な方法であると考えます。
	②～⑤	複数の代替案を組み合わせた利水対策案については、安全性、期間、事業費、可能性などの面において、いずれも多くの課題や問題点があり、実現が非常に難しいと思われるものであり、これらの対策案に了承することはできない。



神役支発第 60 号
平成23年7月15日

国土交通省 関東地方整備局長 様

神川町長 清水 雅 之



八ツ場ダム建設事業の検証における「概略検討による
利水対策について（案）」に対する意見聴取について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

担当

電話 0274-52-3271

FAX 0274-52-2848

関東地方整備局

庄 第 113 号

23.7.21

ハツ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

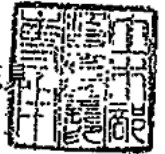
① 団体名	神 川 町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先	電話0274-52-3271（代） FAX0274-52-2848	
④ 御意見	対策案番号	御 意 見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対策案番号①-⑤を付記くださるようお願いいたします。)	①	神川町は埼玉県営水道行田浄水場の給水区域となっておりますが、この県営水道は利根大堰から暫定水利権に基づき水源として取水しています。 安定的な生活用水の確保にはハツ場ダムの建設が最も実現性の高い計画であり、早期完成を要望します。
	② ③	下久保ダムは昭40年4月に完成し、すでに半世紀を経過するなかで観光拠点として地域経済に貢献している半面、現在も原石山が放置されるなど周辺環境の整備がおろそかになっています。 このような状況から、嵩上げに関しては現状のダムの経年変化による影響や所在地の地質調査を行うなど十分な安全性を確保されたい。また、ダムの上流及び下流域の自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討されるよう要望します。 計画の推移や事業の推進に際しては、逐次周辺自治体や関係団体等への情報提供と協議をお願いしたい。



11 土計起第 277 号
平成 23 年 7 月 15 日

国土交通省関東地方整備局長 殿

江戸川区長 多田 正見



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」
に対する意見聴取について （回答）

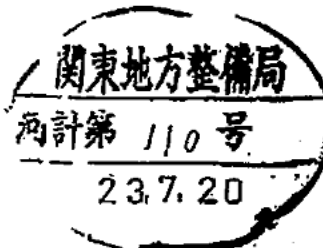
日頃より江戸川区土木事業に対しご理解並びにご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 23 年 6 月 28 日付け、国関整河計第 35 号で依頼のあった標記の意見聴取については、別紙のとおり回答いたします。

よろしく願いいたします。

連絡先

電話 5662-1885



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見書

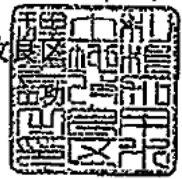
① 団体名	江戸川区	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先	03-5662-1885	
④ 意見	対策案番号	意見
		1. ハッ場ダム建設事業の早期履行について 昨年10月の検証開始以降、「検討の場」が一度も開催されることもなく、全く無意味な時間だけを費やしていると言わざるを得ません。 ハッ場ダムは、流域住民の安全な生活を支える極めて重要な施設であり、ダム建設の中止は、流域全体の治水安全度を著しく低下させると考えます。 特に、利根川水系江戸川河口部のゼロメートル地帯に位置する本区にとっては、洪水の危機がさらに高まることから、ダム建設中止は到底容認できるものではありません。 については、「検討の場」を速やかに開催するとともに、治水対策を含めた検証結果を一刻も早く明らかにし、ハッ場ダム建設事業を早期に履行するよう強く求めます。 2. ハッ場ダムに代わる利水対策案について 今回示されたハッ場ダムに代わる利水対策案4ケースは、いずれも具体性がなく、新たに莫大な費用や合意形成に膨大な年月を要することは明白であり、ハッ場ダムの代替策とは到底言えるものではないと考えます。



利根加発第64号
平成23年7月12日

国土交通省関東地方整備局長 様

利根加用水土地改
理事長 松 本



八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する
意見書の送付について

平成23年6月28日付、国関整河計第35号で依頼された標記について、
別添のとおり意見を付します。



ハツ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対するご意見

①団体名	利根加用水土地改良区	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	0276-86-3402	
④御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	③	当改良区は、利根川左岸に位置し、利根大堰とその上流約3kmにある利根加揚水機場から農業用水を取水し約1,100haの受益を賄っている。
	④	そこで、利水対策案であるが、大堰のかさ上げにより貯水量が増大するとともに水位が上昇することになり、支川の排水機能が失われ、沿川耕地の湿田化が拡大されるため、農産物に多大な影響を与えることが懸念される。 利根川周辺の農家においては、乾田化を図るべく暗渠排水事業をはじめ各種対策に取り組んでいるが、未だその効果は一向に見えない現状である。 また、大堰のかさ上げに伴い滞水区域が上流部へ拡大されることから、大堰上流約3kmに位置する利根加揚水機場への影響が懸念されると同時に、高水敷の掘削範囲が当機場にまで及んだ場合には、主要施設の改築が必要となるため安定取水が確保できるのか大変危惧される。 代替案実現のためには、取水施設等の改築が必要となるが、利水者(改良区)も大堰及び利根加揚水機場の建設費や維持管理費用を負担しており、対策案については高額な費用と時間を費やすことになり、ましてや、利水者負担をしいられるならば、受け入れることはできない。以上の理由から、利水対策案には反対せざるを得ない。 総論とし、なぜここまで事業が進捗しているハツ場ダムを中止してまで、課題の多い利水対策をコストや年月をかけ実施する必要があるのか、大きな疑問をいだくものであり、是非ハツ場ダムの早期完成をお願いしたい。



邑土発第 127 号
平成23年7月13日

国土交通省 関東地方整備局
河川部 河川計画課 調査第二係 様

〒374-0111

群馬県邑楽郡板倉町海老瀬6-122

邑楽土地改良区

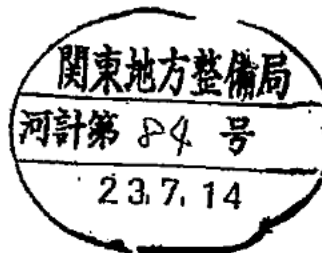
理事長 塩田



ハツ場ダム「概略検討による利水対策案」に対する意見（報告）

大変お世話になっております。

この度のハツ場ダムの概略検討による利水対策案について、別紙のとおり
当方の意見を述べさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。



ハツ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	邑楽土地改良区	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0276(82)0518	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	③ ④	当地域は北に渡良瀬川、南に利根川、東に渡良瀬遊水地と三方を堤防に囲まれた海拔14～19mの低平地で、利根川・渡良瀬川の増水時にはすぐに河川水位の方が高くなるという状況下にある。 そのためか、より上流の影響を受けやすく、上流域での集中豪雨は即、下流域の危険水位にまで達するなど過去にも事例があり、しかも左岸側では河川の増水による溢水箇所も多く見られ、ましてや昨今の天候異変等によるゲリラ豪雨なども、いつ何時発生するかわからない中で、治水にいつも不安を抱えている当地域では、今回の代替案での利根大堰のゲート嵩上げや、堤防の嵩上げによる貯留増構想では、益々そう言った危険性が増すものである。しかも現在の利根大堰施設は、貯留を目的とした施設ではない事を踏まえると、更にこの代替案構想は賛成出来ない。 また、この代替案構想は、今後どれほど莫大なコストが生じるかなどの詳細なプランが示されていない中で、ましてそれが結果的に農業者サイドに「負担増」としてかかってくるものであるならば、なおさらこれは認められるものではない。 この代替案構想実現のために、今後どれほどの年月やコストが費やされるかを見据えた時、それよりも既にダム本体工事を残すのみとなっているハツ場ダムの早期完成実現をお願いするものである。



見収第 428号の2

平成23年7月15日

国土交通省関東地方整備局長 様

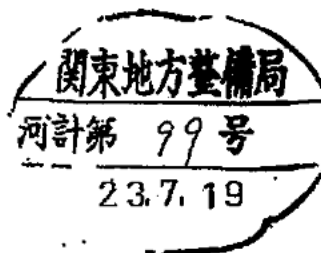
見沼代用水土地改良

理事長 遠藤



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討に
よる利水対策案について（案）」に対する意見聴取について

平成23年6月28日付け、国関整河計第35号で照会があった意見につい
ては別紙のとおりです。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見

① 団体名	見沼代用水土地改良区	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(tel)	久喜市菰蒲町菰蒲65番地0480(85)9100	
④ 意見	対策案番号	意見
	①	ハッ場ダム ハッ場ダムは様々な議論がされているが、既に特定多目的ダム法の合意を得て、概ねダム本体工事を残すのみとなっている。利根川の治水・利水のためには、ダムの早期完成が必要であるので、ハッ場ダム建設事業は計画どおり進めるべきである なお、ハッ場ダムの議論の中で出ている完成後のダムの課題解決が必要であるなら、ダムの効果を発現させながら解決に向けての対応を行うべきである。 また、ハッ場ダムの中止や代替案は、水資源開発基本計画として議論、検討がされていない。仮にハッ場ダムを中止して、提案されている代替案が必要であるなら、この検討を行いその後関係機関への意見照会を行うべきである。 以上からハッ場ダムの中止の場合の改善の対応としての意見である。
	②	ダム再開発、水系間導水(富士川)、地下水取水(ケース2-1) ダム再開発(6)については、地質的に無理がなければダム放流地点も吾妻川上流であり課題は少ないと考える。 水系間導水(8)については、流域を越えての変更となり、送水側の地元同意を得ることに大きな課題がある。水系間導水を行うとすれば、まずこの同意について政治的決着を最初にすべきと考える。 なお、富士川から利根川まで送水することは、エネルギー効率の点からも現実的ではない。また、ハッ場ダム代替えということから、利根大堰地点の放流を考慮していると思われるが、関係者の理解が得られるか疑問が残る。

		また、地下水取水（９）については、首都圏では渇水時には、地下水の揚水量が増加し、地盤沈下面積が広がった例がある。地下水は渇水時の補完となること、地盤沈下との関係が必ずしも明確でないこと、失われた資源の復活に長期間かかることなど、地下水の増加取水は、地下水取水の法的規制無い地域であっても、他の利水者への影響が大きく利水対策案とすることには課題が残る。
	③	ダム再開発、他用途ダムの買い上げ、ダム使用権等の振替（ケース４－１） ダム再開発は、既に水資源開発計画で関係者間の合意が得られているものを再度調整することとなり、ハッ場ダム建設と同様な課題の解決や新たな対策も必要となる。 特に、平地部における利根大堰の２～３ｍの嵩上げ（６）は、周辺の農地への湿田化を招くこととなる。このため、必要区間への止水矢板護岸の施工、あるいは上流支流河川の常時排水が必要となり、ポンプ場の改修や維持管理費の増加が避けられない。更に、利根大堰貯水施設としての改修は、洪水時の堰の管理を複雑にするだけでなく、現状で安定している堰の運用に関して再度合意を得なければならない。また、他の頭首工でも同様に貯水容量を見込だところ、合意が得られなかったこともあり、実施にあたっては、関係利水者の合意を得ることが課題である。 他用途ダムの買い上げ（７）については、東日本大震災後の電力に関する課題はあるが、ダム放流地点も利根川の吾妻川合流点より上流であり課題は少ないと考える。
	④	河道外貯留施設、ダム再開発、他用途ダムの買い上げ、ダム使用権等の振替（ケース４－２） 河道外貯留施設（５）の放流地点が上記③より下流となるが、他は③と同じである。個別の開発施設の意見は上記③と同じである

	⑤ 他用途ダムの買い上げ、水系間導水（富士川）、ダム使用権等の振替（ケース４－３） 水系間導水（８）については②で述べたように現実的ではない。このためケース４－３は多くの課題が残る。 水源林の保全、節水対策、雨水・中水利用については今回のハッ場ダムということだけでは無く取り組むべき課題と考える。一方、渇水調整の強化を対策としているが、ハッ場ダムへの対応ではなく利水者間の調整とすべきと考える
--	---



発第39号

平成23年7月11日

国土交通省関東地方整備局長 様

埼玉県北川辺領土地改良
理事長 倉上 皖



「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で照会のあった標記のことについて、別紙のとおり回答します。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対するご意見

① 団体名	埼玉県北川辺領土地改良区	
② 担当者	[REDACTED]	
③ 連絡先(Tel)	0280-62-2513	
④ ご意見	対策案番号	意 見
	③	利根大堰の高水敷きの掘削及びかさ上げによる必要な開発量の確保する代替え案について 当地域は利根川と渡良瀬川合流地点に位置し四方川に囲まれた輪中地帯(低湿地)であり、昔から治水、利水大変苦勞の耐えない地域である。今回の代替え案の嵩上げ掘削による貯留構想は昨今の異常気象による流域の洪水の危険性、排水不良地域を増大し、排水機能に係る維持管理費の高騰が懸念されます。農業利水者としては、絶対に反対であり、ハッ場ダム建設事業の推進を要望する。



羽土管発 第 70 号
平成23年 7 月14日

国土交通省関東地方整備局長 様

羽生市大字上羽生 462 番地
羽生領島中領用排水路土地改良区
理事長 野 本 陽 一



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

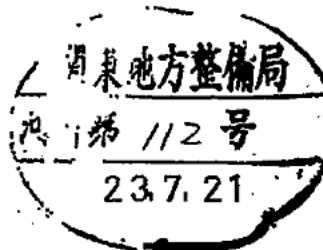
酷暑の候、貴職におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃、本土地改良区の事業運営に対しまして、特段のご配慮ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年6月28日付け国関整河計第35号により照会を頂いた件について、別紙により回答いたしますので宜しくお願いいたします。

記

ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

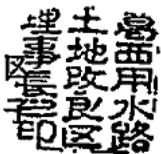
① 団体名	羽生領島中領用排水路土地改良区	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	048-561-3791	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	① ハッ場ダム。 ② ダム再開発、水系間導水、地下水開発	① ダム建設事業は、水資源開発基本計画(フルプラン)で決定されている事項であるため計画どおり進めるべきである。計画を変更するのであれば、関係利水者の同意を得ることが先である。下流利水者としては、河川維持流量の確保及び異常渇水時の用水確保などのため、ダム建設は必要である。 ② 利根大堰かさ上げ案については、貯留時に異常降雨(大雨)が発生した場合、降雨量+貯留量が大量に流れるため下流の洪水対策が大変危険になる。また、利根大堰取水施設の大規模地震対策も強固な対策が必要となる。さらに大堰上流に貯留した場合、上流地域の水位が上昇し上流沿岸の水田が排水不良となるため、上流支川の堤防強化が必要となる。よって利根大堰のかさ上げ案は絶対反対である ② 下久保ダムかさ上げ案については、ダム流域の降水量が少なく計画どおりの貯水量が貯められないため、反対である ② 水系間導水については、流域関係利水者や地域住民の理解を得ることが難しいため反対である ② 地下水取水については、埼玉県は過去に地下水の異常汲み上げにより大きな地盤沈下が発生しているため反対である



葛土発第53-1号
平成23年7月11日

国土交通省関東地方整備局長 様

葛西用水路土地改良
理事長 井上 直



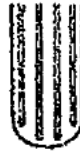
ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する回答について

平成23年6月28日付け国関整河計第35号で依頼のあった意見聴取について、
別紙のとおり回答いたします。



ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について(案)」に対する意見

① 団体名	葛西用水路土地改良区	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(Tel)	0480-47-3811	
④ 意見	対策案番号	意見
	② ③ ④	〈意見 1〉 利根大堰の高水敷の掘削及びかさ上げを行うことで開発量を確保する案等を組み合わせた利水代替案は、利根大堰に係る建設と管理の長くかつ、ねばり強い、また多岐にわたる関係者による調整の歴史があること、また、調整がルール化されていることを知り得ないものの安易な提案である。 即ち、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき利水事業者を対象に行った調査結果である「利水参画者に対する代替案の検討要請の結果について」では、全ての回答者から「ハッ場ダムに代わる代替案はありません。」と回答されている。 それら回答者のほとんどが利根大堰に係る利水者であると同時に、河川協議や法手続上の相手である。提案された利水代替案では関係者の調整が困難なことは明白であり、全く実現性のない案である。 〈意見 2〉 埼玉県知事並びに県議会は、当初のハッ場ダムの事業中止に対する反対意見として、特定多目的ダム法及び水資源開発基本法に則った変更手続きを踏むべきであるとの意見提出を行った。そのことに対し政府は未だ無回答である。 十分な計画検討と法手続や関係者の周知な調整を経て事業化され、あと5年もあれば完成するはずだったハッ場ダム事業は、早急にダム本体の建設に着手すべきである。 政府はハッ場ダムに関するマニフェストの否を認め、中止を撤回すべきである。



23管企第18号
平成23年7月14日

国土交通省関東地方整備局長 様

独立行政法人水資源機構理事長



ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討による利水対策案
について(案)」に対する意見聴取について(回答)

平成23年6月28日付国関整河計第35号にて意見照会のありました事項に
ついて、別紙のとおり回答します。



①団体名	独立行政法人水資源機構
②担当者名	
③連絡先(TEL)	埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2(048-600-6500)
④意見 1) 利水対策案について	「概略検討による利水対策案について(案)」の「1.7の方策の概略検討」において示された「評価軸において特記すべき事項」に掲げられている事項に加え、下記(1)～(4)の方策については、以下の事項についての検討・配慮が必要になると考えます。 (1) 矢木沢ダム(治水・発電容量買い上げ)〈対策案③、④、⑤関係〉 ・発電放流設備は発電事業者の専用設備であるため、併せて買収が必要となると考えます。 ・現在の発電放流設備では細かな放流調節を行うことができないと聞いていますので、利水放流設備の改造が必要になると考えます。 ・既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。 (2) 下久保ダム(かさ上げ)〈対策案③関係〉 ・かさ上げによる貯水量の増大に対し、効率的な水運用が行えるよう利水運用面の検討が必要になると考えます。 ・既存の湖面利用施設(ボート場)への配慮が必要になると考えます。 ・既存の治水機能や利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。 ・かさ上げによる貯水位の上昇に伴う周辺地域への影響について十分検討する必要があると考えます。 (3) 利根大堰(かさ上げ・掘削)〈対策案③、④関係〉 ・既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。 ・高水敷の掘削を行う場合には、自然環境(魚類遡上、土砂堆積、濁水等)への影響に配慮する必要があります。 (4) ダム使用権等の振り替え〈対策案③、④、⑤関係〉 ・既存利水者の水利用に影響を与えないよう配慮する必要があると考えます。



平成23年7月15日

国土交通省

関東地方整備局長 下保 修 殿

東京電力株式会社

取締役社長 西澤 俊夫

ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討における利水対策案について（案）」に対する意見聴取について【回答】

貴省におかれましては、平素より弊社事業に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成23年6月28日付け国関整河計第35号にてご依頼のありました、ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討における「概略検討における利水対策案について（案）」に対する弊社意見につきましては、以下の通り回答させていただきます。

【回 答】

利水対策案のうち、他用途ダムにおける発電容量の買い上げをはじめとした、弊社水力発電に関わる方策につきましては、弊社利根川水系等の多くの発電所に対し発生電力量の減少をもたらすとともに、電力系統の調整能力の低下等の影響を及ぼすことから、弊社における電力の供給力確保の必要性面、さらに国のエネルギー政策における水力発電の重要性に鑑み、電気事業者として受け入れることはできません。

【主な理由】

- ① 水力発電は、エネルギー基本計画をはじめとしたエネルギー政策において、「エネルギー自給率の倍増」、「自主エネルギー比率の向上」、「再生可能エネルギーの導入拡大」といった方向性が示されている中、純国産のCO₂を排出しない「再生可能エネルギー」として重要な電源である。
- ② ダムを伴った貯水池式や調整池式で発電容量を持っていることは、電力需要が逼迫する夏場の供給力確保、年・週間調整や急激な需要の変動への追従等、電力系統の安定運用に重要な役割を果たしており、今後再生可能エネルギーの導入が進む中、水力発電の役割の重要性は更に高まる。
- ③ 特に3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、福島第一および第二原子力発電所をはじめ、発電設備が甚大な被害を受けたため、弊社として供給力確保に全力で取り組んできたところであるが、現在も国民のみなさまに節電の協力をお願いするなど、供給区域における電力需給が極めて厳しい状況である。このような状況下において、既設一般水力発電所は供給力確保のためのベース供給力として極めて重要な電源であり、供給力を低下させることにつながる弊社水力発電容量の買い上げ等については、協力することはできません。

以 上

関東地方整備局

第107号

23.7.19



日軽蒲発 23 第 6 号

平成 23 年 7 月 13 日

国土交通省関東地方整備局長 様

日本軽金属株式会社蒲原製造所

八ツ場ダム建設事業の検証に係る検討における

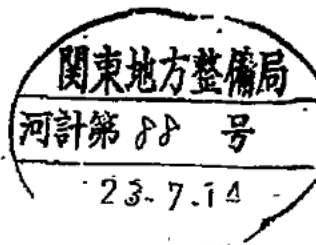
「概略検討による利水対策案について（案）」に対する意見聴取について（回答）

平素におきましては、弊社業務に格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 23 年 6 月 28 日付け、国関整河計第 35 号でお問合せのありました題記につきまして、別紙のとおり回答させていただきます。

記

様式一 八ツ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見 1 部



以上

ハッ場ダム「概略検討による利水対策案について（案）」に対する御意見

① 団体名	日本軽金属株式会社 蒲原製造所	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	054-385-2111 (代表番号)	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。	②、⑤	対策案の中に含まれている「水系間導水（富士川）」は、発電に使用された流水を取水することとなっておりますが、当箇所には下記の状況がございます。 1. 発電所の放流量は、取水する河川の河川流量で変動し、少ないときは30m³/s以下に減少することがあります。 2. 放水路は駿河湾に直結しているため、外海からの潮位および波浪の影響を受けます。 3. 発電設備の定期点検のため、2年に1度、放流を停止いたします。(1日間) 4. 放水路出口に高潮堤樋門が設置されており、津波や高潮への対応のため国交省（静岡河川事務所）の指示によって、放流を停止する場合があります。 以上のことから、発電に使用された流水を、安定して継続的に取水することは難しいものと考えられます。